

(4) 歳入の確保等

見込額 約 16 億円

税収の確保	約 6 億円
未利用県有地の活用	3年間で約 20 億円
収入未済額の縮減(県税、貸付金等)	計画的に推進
使用料手数料の見直し	計画的に推進

税収の確保 約 6 億円
(新たな税源確保分)

ア 企業誘致等による税収確保

工場や物流拠点施設、研究所等の誘致を積極的に行い、税収確保に努めます。

イ 産業構造の転換による安定的な税収確保

本県の産業構造は、二次産業に特化しており、税収が景気変動の影響を受けやすいことから、今後成長が見込まれる観光等の第三次産業の一層の振興を図り、税収の安定的確保に努めます。

ウ 新たな税源確保 約 6 億円

新たな森林づくりのための税など、政策税制の検討と導入を進めます。

未利用県有地の活用 3年間で約 20 億円
(19年度は約10億円)

未利用県有地の有効活用を図るとともに、将来にわたっても利用計画がない財産については、計画的な売却に努めます。

(主なもの)

- ・旧県立短期大学跡地(草津市、彦根市)
- ・旧近江学園跡地(大津市)
- ・旧大津土木事務所跡地(大津市)

収入未済額の縮減(県税、貸付金等)

計画的に推進

県税滞納額や、貸付金等の未納額について、特別の徴収体制を整えるとともに、自動車税のコンビニ収納を導入するなど、徴収対策を強化し、収入未済額の縮減に向けて、計画的に取り組めます。

使用料手数料の見直し

計画的に推進

県立施設にあっては、サービス提供の充実に努めつつ、効率的な運営に努める中で、指定管理者制度も活用しながら、施設を維持管理するために必要な経費については、受益者負担の原則に基づき、利用者に一定負担いただくこととし、使用料の計画的な改定(所要経費との差の範囲内で原則5%)を行います。

また、手数料についても、同様に所要の事務経費に見合うように改定します。